

令和5年度 第11回

魚沼市農業委員会総会議事録

令和6年1月

魚沼市農業委員会

別紙 1

令和5年度第11回魚沼市農業委員会総会委員出欠表

出席 16名 定員 19名
欠席 3名 欠員 0名

(委員)

出	欠	席番	氏名	備考
○		1	大塚 寛	
○		2	貝瀬 正美	
○		3	高橋 祐次	
	○	4	小岩 孝徳	
○		5	蕪澤 芳子	
○		6	井口 恒一郎	
○		7	星 仁右エ門	
○		8	星 野 幸 夫	
	○	9	佐藤 洋 一	
○		10	浅井 典 裕	
○		11	小幡 中 治	
○		12	阿達 正	
○		13	吉田 久	
○		14	穴沢 勝也	
○		15	櫻井 信夫	議事参与の制限
	○	16	佐藤 陽二	
○		17	瀧澤 悟	
○		18	桑原 正文	
○		19	上村 喜久雄	

(事務局)

出	欠	氏名	備考
○		斎藤 勝 浩	
○		森山 玲 子	
○		桑原 剛 史	

令和5年度

第11回魚沼市農業委員会総会付議事件一覧表

令和6年1月25日

日程	議案番号	付 議 事 件
1		開会宣言 14 時 00 分 報告事項 会務報告 部会報告
2		議事録署名委員の指名について <u>15 番 櫻井 信夫 委員</u> <u>17 番 瀧澤 悟 委員</u>
3	報告第1号 報告第2号	農地法第18条第6項の規定による届出について 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
4	議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号	農地法第3条の規定による許可申請について 農地法の適用を受けない事実確認の決定について 農用地利用集積計画の決定について 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について
5		その他 閉会宣言 14 時 40 分

令和5年度 第11回魚沼市農業委員会総会議事録

令和5年度第11回魚沼市農業委員会総会は、令和6年1月25日魚沼市役所本庁舎3階301、302会議室に招集された。

1. 出席委員は、別紙1のとおりである。
2. 本総会に付議された事件は、別紙2のとおりである。

事務局（斎藤事務局長）

時間になりましたので、総会に先立ちまして、本日の出席者数をご報告いたします。委員定数19名のうち欠席の届け出のあった方、議席番号4番小岩孝徳委員、議席番号9番佐藤洋一委員、議席番号16番佐藤陽二委員の3名です。出席者数16名で魚沼市農業委員会会議規則第7条の規定による定数に達しておりますので、ただ今から令和5年度第11回魚沼市農業委員会総会を開催いたします。

初めに上村会長から挨拶をいただきます。

（時刻は14時00分）

上村会長
（挨拶）

会 務 報 告

議 長（上村会長）

日程第1報告事項会務報告、事務局長お願いいたします。

事務局（斎藤事務局長）

主要会務報告、主要会務予定について説明

議 長（上村会長）

続きまして、部会報告をお願いいたします。

第1地区部会会長（菰澤芳子委員）

第1部会では、1月23日堀之内公民館で行われました地域計画の第1回地区別の話し合いに農業委員・推進委員が出席してきました。出席者がどのようになるのかなど気になったところですが、大勢の方から出席いただきまして、良かったなと思っています。以上です。

第2地区部会会長（櫻井信夫委員）

第2部会は特に報告事項はありません。

第3地区部会副会長（貝瀬正美委員）

第3部会は特に活動内容はございませんでした。

第4地区部会会長（浅井典裕委員）

第4地区部会も特に報告する事項はございません。

広報部会会長（阿達正委員）

本日総会前に広報部員が集まって部会を開きました。第39号の話し合いをしました。資料なり執筆された方、大変ありがとうございました。無事話し合いが終わりました。以上です。

議長（上村会長）

それでは、日程1報告事項それぞれ報告があったわけですが、皆さん、内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、次に進めさせていただきます。

議事録署名委員の指名について

議長（上村会長）

日程第2議事録署名委員の指名について、会議規則第14条に掲げてあります。議長に一任願えますでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、指名させていただきます。議席番号15番櫻井信夫委員及び議席番号17番瀧澤悟委員の兩名を指名いたします。

農地法第18条第6項の規定による届出について

議長（上村会長）

日程第3報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の3ページをご覧ください。

日程第3報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、今月は22件、56筆、41,308.41㎡の届け出がありました。解約の理由は、第三者に利用権設定、労力不足、第三者に売却、賃貸人の要望、経営規模縮小のためとなっています。詳細については事前配付のとおりとなります。説明は以上です。

議長（上村会長）

報告第1号につきまして、事務局の報告のとおり、また事前配付ということで目を通していただけたかと思えます。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(特になし)

特にないようですので、報告第1号につきましては、事務局の報告のとおりといたします。

農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議長（上村会長）

続いて、日程第3報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の9ページをご覧ください。

日程第3報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、今月は26件受理し、受理通知書を送付いたしました。既に賃借権の設定、認定農業者等へ貸し付けされている農地があります。相続人は市外の方もおりますが、今後も市内の方が継続して耕作されていくものと思います。整理番号12番、18番は相続手続きの遅れにより司法書士から届け出のあったものです。説明は以上です。

議長（上村会長）

報告第2号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、報告第2号につきましては事務局の報告のとおりといたします。

農地法第3条の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の11ページをご覧ください。

日程第4議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、今月は所有権移転売買2件、所有権移転帰属1件、使用貸借権設定1件です。

なお、整理番号2番は議事参与の制限により最後にさせていただきます。

整理番号1	申請地	*****	田	265 m ²
	譲渡人	*****		
	譲受人	*****		

権利種別 所有権移転 売買 ＊＊＊＊＊円

申請の理由は、耕作便利のためです。申請地の隣接地は譲受人妻の所有地になっており、耕作便利のため、この度売買の話がまとまり、申請があったものです。許可後は譲受人夫婦で畑作をしていくとのこと。両者ともに経験年数が十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号3 申請地 ＊＊＊＊＊ 田 114 m²
譲渡人 ＊＊＊＊＊
譲受人 ＊＊＊＊＊
権利種別 所有権移転 帰属

申請の理由は、宗教法人解散のため残余財産の帰属です。譲渡人である宗教法人が解散のため、責任役員会において、その規則により残余財産である申請地を耕作者である譲受人に帰属させることが決定し、この度申請があったものです。申請地は相分けの農地となっており、譲受人は一帯で耕作しています。譲受人は大型機械を所有し、また経験年数が十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号4番は経営移譲に伴う使用貸借権設定です。

以上、整理番号1番、3番、4番につきまして、議案書に記載のあるとおり農地法第3条第2号各号に該当しておらず、要件の全てを満たすと考えます。ここで一旦説明を終わります。

議長（上村会長）

議案第1号につきまして、事務局に続きまして地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

桑原正文委員

整理番号1番ですが、12月20日に森山推進委員と聴き取り調査をさせていただきました。その後、先月農業委員会が終わった後に第2部会で情報を共有させてもらった案件であります。それで、1月22日に現地に行ってみたんですが、雪があっただけで確認できなかったんですけども、去年回って歩いた際に畑として管理されていたことを確認しております。また、内容については今事務局から説明のあったとおりですので問題ないと思います。

整理番号3番ですが、これも1月21日に確認をさせていただきました。事務局のとおり間違いありませんし、ここも現地雪があっただけで今見えませんが、雪降り前の現地を回って歩いた段階ではきちんと田んぼとして耕作されておりますので、何ら問題ないと思います。以上です。

議長（上村会長）

議案第1号整理番号1番・3番・4番について、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

それでは、特になしですので、採決に入ります。

まず、所有権移転売買に関する整理番号1番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、所有権移転帰属に係る整理番号3番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、使用貸借権に係る整理番号4番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第1号整理番号1番・3番・4番については申請どおり、許可いたします。

続いて整理番号2番お願いいたします。

事務局（森山係長）

整理番号2について説明いたします。

櫻井委員は、議事参与の制限により退席をお願いします。

（櫻井信夫委員退席）

整理番号2 申請地 ***** 田ほか2筆 合計 725 m²

譲渡人 *****

譲受人 *****

権利種別 所有権移転 売買 *****円

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲受人は自宅に隣接する農地を経営規模拡大のため取得するものです。譲受人は経験年数が十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

以上、整理番号2番につきまして、議案書に記載のあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、要件の全てを満たすと考えます。説明は以上です。

議 長（上村会長）

議案第1号の整理番号2番につきまして、事務局に続いて、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

井口恒一郎委員

整理番号2番ですが、1月18日、現地を確認させていただきました。現地は雪により全体像は確認できなかったわけですが、道沿いから見る限り、昨年まで農地として耕作されていたものと思われまます。譲受人に聞きますと、今後も耕作をしていくということでございます。それと1月19日、翌日ですが、両名の当事者から電話あるいは訪問により、事実確認をさせていただいております。以上です。

議 長（上村会長）

整理番号2番につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。

議案第1号、所有権移転売買に関する整理番号2番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、許可いたします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号1番から4番まで異議なしと認め、許可いたします。

(櫻井信夫委員着席)

農地法の適用を受けない事実確認の決定について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第2号農地法の適用を受けない事実確認の決定について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（桑原主任）

議案書の13ページをご覧ください。

議案第2号農地法の適用を受けない事実確認の決定について説明させていただきます。これは、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの確認を求めるものであり、いわゆる非農地証明となります。今月は1件、1筆、225.00㎡です。

整理番号1	申請地	*****	田	225㎡
	新地目	原野		
	申請人	*****		
	非農地の原因	30年以上前から耕作放棄。面積小、不整形。河川及びJRに挟まれ農耕車両通行不能の状況。状態は雑草雑木が繁茂。耕作不適・耕作不便。		

以上、現地の状況から変更に変更できるものと考えます。説明は以上です。

議長（上村会長）

議案第2号農地法の適用を受けない事実確認の決定についての整理番号1番について、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(特になし)

特になしですので、採決に入ります。議案第2号農地法の適用を受けない事実確認の決定についての整理番号1番について、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定することといたします。

農用地利用集積計画の決定について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第3号農用地利用集積計画の決定について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（桑原主任）

議案書の15ページをご覧ください。

議案第3号農用地利用集積計画の決定について説明いたします。これは、農業経営基盤強化促進法等一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によるとされる改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の決定を求めるものです。

利用権（設定）	件数	150 件
	筆数	481 筆
	面積	485,749.81 m ²

所有権移転	件数	2 件
	筆数	3 筆
	面積	2,517.00 m ²

以上、利用権設定の詳細につきましては、事前配布のとおりとなります。

次に、所有権移転につきまして説明させていただきます。52ページをご覧ください。

整理番号5-1	所有権を移転する農用地	*****	田	1,555 m ²
	所有権を移転する者	*****		
	所有権の移転を受ける者	*****		
	所有権移転 売買	対価	*****円	

整理番号5-2	所有権を移転する農用地	*****	田ほか1筆	
		合計	962 m ²	
	所有権を移転する者	*****		
	所有権の移転を受ける者	*****		
	所有権移転 売買	対価	*****円	

以上、農用地利用集積計画の利用権設定及び所有権移転につきまして、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を全て満たしているものと考えます。説明は以上です。

議長（上村会長）

議案第3号農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、採決に入ります。議案第3号農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明のとおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定いたします。

農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について

議 長（上村会長）

続いて、日程第4議案第4号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（桑原主任）

議案書の53ページをご覧ください。

議案第4号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取を説明させていただきます。これは、市長が農用地利用集積等促進計画案を作成するにあたり、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により意見を求められたため、農業委員会の意見を決定するものです。

利用権（設定）	件数	3件
	筆数	33筆
	面積	22,041.00㎡

農業経営基盤強化促進法等の改正により、令和5年4月1日から農用地利用集積計画と農用地利用配分計画が廃止になり、農用地利用集積等促進計画に一本化されております。2年間の経過措置があるため、集積、配分は地域計画策定までの間、今までと同様に利用集積計画等を定めておりますが、中間管理機構から借り手への転貸につきましては農用地利用集積等促進計画を定めることとなります。今回、中間管理機構に集積されている農地が様々な理由によりまして、記載のとおり別の借り手へ転貸されることになり、促進計画案の作成には農業委員会への意見聴取が必要となるため、市長からの依頼がありました。

つきましては、農業委員会としての意見がある場合は意見をお願いいたします。説明は以上です。

議 長（上村会長）

議案第4号につきまして、事務局の説明が終わりました。補足させていただきますけれども、今事務局のほうでお話がありましたように、農用地利用促進計画で市長からの申し入れで、農業委員会の意見を聴取するというございます。この中間管理機構から権利を設定するもの、農業委員会とすれば、この決定する、受ける者の日頃の農業管理、そういった中で地域から、また周辺から迷惑が出ているようなことが伺えるというようなことがあれば問題視されますけれども、特に皆さま方が対象者を見る中で特に問題がなければ特に農業委員会としては問題ありませんというような回答になるのかと思います。そういった観点の中で権利の設定を受ける者等の、この日常の状況等々を皆さま方から確認していただいて、これから採

決をしていただきたいと思います。皆さま方、ご質問どうでしょうか。

(特になし)

特にないようですので、採決に入ります。議案第4号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、特に問題がなく異議なしということで、ご承認いただけますでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第4号につきましては、特に異議なしというようなことの中での意見を申し上げるということでよろしくお願いいたします。

その他

事務局（斎藤事務局長）

- ・農業委員会組織による能登半島地震義援金の募集について

議長（上村会長）

本日用意いたしました報告並びに議案それぞれの事項につきましては慎重審議をいただきました。大変ありがとうございました。

(時刻は14時40分)

上記会議の内容は、令和5年度第11回魚沼市農業委員会総会の顛末に相違ないことを認め、署名する。

令和 年 月 日

魚沼市農業委員会

議 長

議席番号 番

議席番号 番
